

「医療費指数反映係数」等について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）等の規定に基づき、医療費指数反映係数等を次のとおり定めました。

根拠条文		名称	知事が定める数等
算定政令	納付金条例		
第 9 条第 3 項	第 4 条	医療費指数反映係数 (α)	1
第 9 条第 5 項	第 6 条 附則第 2 項	一般納付金所得係数 (医療分 β)	0.8002854533585
第 9 条第 8 項	(納付金等省令第 10 条)	一般納付金基礎額調整係数 (医療分 γ)	1.0569843978796
第 9 条第 9 項	第 9 条	一般納付金被保険者均等割指数 (医療分均等割指数)	0.7
第 10 条第 3 項	第 10 条 附則第 2 項	後期高齢者支援金等納付金所得係数 (後期高齢者支援金 β)	0.8069048511855
第 10 条第 6 項	(納付金等省令第 16 条)	後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 (後期高齢者支援金 γ)	0.99999997727
第 10 条第 7 項	第 13 条	後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 (後期高齢者支援金均等割指数)	0.7
第 11 条第 3 項	第 14 条 附則第 2 項	介護納付金納付金所得係数 (介護納付金 β)	0.8175352644579
第 11 条第 6 項	(納付金等省令第 25 条)	介護納付金納付金基礎額調整係数 (介護納付金 γ)	0.999999949288
第 11 条第 7 項	第 17 条	介護納付金納付金被保険者均等割指数 (介護納付金均等割指数)	0.7

○算定政令 : 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）

○納付金条例 : 青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成 29 年 12 月青森県条例第 35 号）

○納付金等省令 : 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）